

## 1 計画改定の背景

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、これまでの想定を超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。



また・・・ 今後発生が予想される南海トラフの巨大地震や首都直下地震等は切迫性が指摘されており、大規模地震はいつどこで発生してもおかしくない状況です。



自らの生命・財産は自らが守る

建築物の倒壊等から  
周辺の安全を守る

建築物の所有者

建築物の耐震性を把握し、必要に応じて  
耐震化を進めることが求められます。

**国**

「改正耐震改修促進法」  
の施行（H25.11.25）

**県**

「茨城県耐震改修促進計画」  
の改定（H28.3）

改正耐震改修促進法の施行及び茨城県耐震改修促進計画の改定を踏まえて、神栖市建築物耐震改修促進計画を改定しました。

## 2 計画の目的及び期間

目的：今後予想される地震に対して、市民の生命、財産を守る。  
計画の期間：平成 21 年度から平成 32 年度までの 12 年間

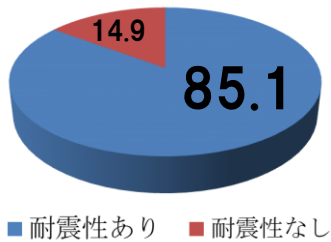
### 3 対象となる建築物

昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築された以下に示す建築物が対象となります。

区分	種類	内容
民間	住宅	戸建住宅、共同住宅（長屋建含む）
	特定既存耐震不適格建築物	耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物 ① 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（体育館、病院、マーケット、ホテル、事務所、工場など） ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物 ③ 地震時に通行を確保すべき道路（第一次・第二次緊急輸送道路）の沿道建築物のうち、道路を閉塞する恐れのある建築物
市有	住宅	市営住宅、教職員住宅
	特定既存耐震不適格建築物	耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物（幼稚園・保育所、小中学校等、体育館、福祉施設、事務所、庁舎など）

### 4 耐震化の現状と目標

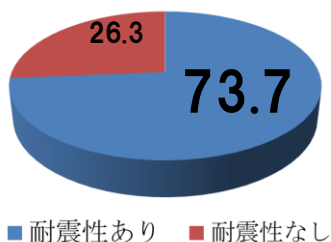
#### 【住宅の耐震化の現状】



平成26年度における住宅の耐震化率は、約85.1%の38,901戸が耐震性を満たしているの見込まれます。

**平成32年度末  
時点の耐震化率を  
95%**

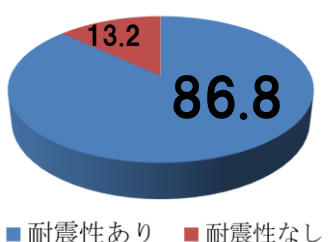
#### 【民間特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の現状】



平成26年度における民間の特定既存耐震不適格建築物建築物等の耐震化率は、73.7%が耐震性を満たしているの見込まれます。

**平成32年度末  
時点の耐震化率を  
95%**

#### 【市有特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の現状】



平成26年度における神栖市有の特定既存耐震不適格建築物等の耐震化率は、86.8%が耐震性を満たしているの見込まれます。

**市有の施設については、  
平成32年度末時点で、  
95%  
の耐震化率を目指します。**

## 5 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

#### 【役割分担】

- 建築物の所有者が、主体的に耐震化に取り組むよう努めます。
- 技術者には、建築物の耐震性向上に貢献することが求められます。
- 市は、耐震化の普及・啓発を進めるとともに、所有者の耐震化の取り組みに対する環境整備や支援策を実施・検討します。また、自らが所有管理する建築物の耐震化を積極的に推進します。

### 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

#### 【助成制度】

- 国や県、市の助成により、耐震診断・改修の取り組みを支援します。

### 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

#### 【相談窓口の設置、人材育成、地域・学校における防災意識の啓発等】

- 市の都市計画課において相談窓口を設置し、情報提供を行います。
- 木造住宅耐震診断士や住宅耐震・リフォームアドバイザー（県登録）など技術者である人材の育成に努めます。
- イベント時に建築物の防災コーナーを設置し、市民に対する建築物の耐震性確保の啓発に努めます。
- 特定既存耐震不適格建築物の所有者への耐震化の情報周知に努めます。

### 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

#### ○【緊急輸送道路沿道の耐震化促進】

県計画で位置づけされた「第一次及び第二次緊急輸送道路」について、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになる恐れのある道路として、当該道路に接する特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進に取り組みます。

#### ○【避難路の現況、沿道建築物の整理】

避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物の耐震化基礎資料の整理を進めます。

### 重点的に耐震化すべき区域の設定

- 災害時の応急活動や避難活動の拠点を確保する観点から、以下の区域の耐震化を優先的に促進します。
  - ・緊急輸送道路沿道
  - ・災害時に重要な活動拠点となる建築物周辺

### 神栖市域の特性による課題を解消するための施策

- 市域の特性からみた耐震化に係る課題である、工業団地等の安全性向上、道路沿道の大型工作物（看板等）の倒壊防止対策、緊急輸送道路の機能確保、密集市街地の防災性向上に対する取り組みを進めます。

## 6 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 揺れやすさマップの活用**
- 【揺れやすさマップ】  
市域に想定される地震に対し、市内の各地域の揺れを細かく予測した『揺れやすさマップ』を活用し、市民に広く周知します。
- 情報提供の充実**
- 【リフォーム等にあわせた耐震改修の誘導】  
リフォーム等にあわせて、事例紹介やアドバイスによる耐震改修工事の実施を促します。
  - 【パンフレット等の配布】  
耐震化に関する各種パンフレット等を配布し情報提供に努めます。
  - 【木造住宅の耐震化に関する技術的な知識の啓発】  
基礎、床、屋根や部材などの補強方法等について、知識の普及啓発を行い、耐震改修に対する理解を促します。
- 地震時の建築物の総合的な安全対策**
- 【家具や棚等の固定による転倒防止策】  
室内の安全対策として、家具や棚等の固定方法等の周知を進めます。
  - 【窓ガラス・天井の落下防止対策】  
窓ガラスや天井の落下による危険性について周知していきます。
  - 【エレベーターの閉じ込め防止対策】  
既設エレベーターの改修や地震対策等の重要性について、建物の所有者・保守点検業者に対して周知していきます。
  - 【ブロック塀等の倒壊防止対策】  
通学路等を中心に危険個所の点検・指導を進めるとともに、ブロック塀等の倒壊の危険性や正しい施工方法や補強方法を周知していきます。

神栖市建築物耐震改修促進計画（改定） 概要版

平成28年4月

神栖市 都市整備部 都市計画課

〒314-0192 茨城県神栖市溝口 4991-5 TEL 0299-90-1152（直通）